

# 業務規程

6 規程第 1 号  
平成 6 年 10 月 3 日

改正 平成 12 年 3 月 31 日  
平成 17 年 10 月 1 日  
平成 18 年 7 月 1 日  
平成 23 年 3 月 30 日  
平成 24 年 4 月 1 日  
平成 27 年 4 月 1 日

## (目 的)

第 1 条 この規程は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成 6 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人高輝度光科学研究センターが特定放射光施設の登録施設利用促進機関（以下「機関」という。）として行う利用促進業務（以下「業務」という。）に関する事項を定め、もってその業務を適正かつ確実に実施することを目的とする。

## (業務実施の基本方針)

第 2 条 機関は、法第 4 条の規定に基づき文部科学大臣が定める特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針に即して業務を実施する。

## (選定委員会の構成及び選定委員会の運営)

第 3 条 機関は、法第 16 条の規定に基づき、利用者選定業務に関し意見を聴くため、選定委員会を設置する。

- 2 期間は、必要に応じて選定委員会の下に専門の委員会を設置する。
- 3 選定委員会の委員は、施設利用研究に関し学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。委員の選任に当たっては、委員の職業、専門分野等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。
- 4 委員長は、委員が互選する。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員長に事故のあるときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 その他、選定委員会の構成及び運営に関して必要な事項については別に定める。

(放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の方法)

第4条 機関は、放射光共用施設を利用して研究等を行う者の研究課題（以下「課題」という。）を公募する。

2 課題の募集及び選定に当たっては、あらかじめ申請方法、選定の基準その他課題の募集及び選定に関し必要な事項について、利用者情報等への掲載、ホームページの利用その他の適切な手段を積極的に活用することにより広く公表する。

3 機関は、課題の選定に当たっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(放射光専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の方法)

第5条 機関は、放射光専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の計画（以下「計画」という。）を公募する。

2 計画の募集及び選定に当たっては、あらかじめ申請方法、選定の基準その他計画の募集及び選定に関し必要な事項について、利用者情報等への掲載、ホームページの利用その他の適切な手段を積極的に活用することにより広く公表する。

3 機関は、計画の選定及び利用状況の評価に当たっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(利用者選定業務の公正の確保)

第6条 機関は、利用者選定業務を行う部署に専任の管理者を配置するとともに、選定委員会において利用者選定業務の実施に関する意見を聴取したうえで選定を実施し、その結果を広く公表することにより、選定の公平性を確保する。

2 その他、利用者選定業務の公正の確保のために必要な事項については、必要に応じて別に定める。

(研究実施相談者の配置)

第7条 機関は、利用支援業務を行う部署に研究実施相談者を特定先端大型共用施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令第28号）第8条で定める特定放射光施設に係る数以上配置する。研究実施相談者の配置に当たっては、施設利用研究を行う者の研究等の特性に配慮するものとする。

2 研究実施相談者は、特定放射光施設における施設利用研究の実施に関し、研究者

等に対する技術指導及び相談等の業務を行う。

(施設利用研究を行う者に対する情報の提供及び相談その他の援助の方法)

第8条 機関は、利用者情報等への掲載、ホームページの利用その他の適切な手段を積極的に活用することにより、施設利用研究を行う者（行おうとする者を含む。）に対して、施設利用研究の実施に関する情報を提供する。

2 機関は、施設利用研究の実施に必要な技術的検討及び調査研究を行い、技術的知見の一層の蓄積に努めるとともに、これらの結果も活用しつつ、施設利用研究を行う者に対して、適切な技術指導、相談等の支援を行う。

3 機関は、講習会の開催等による積極的な啓発活動を行うとともに、特定放射光施設における研修等を実施することにより、施設利用の拡大を図る。

(特定放射光施設における研究者等の安全の確保)

第9条 機関は、研究者等の安全の確保を図るため、第一種放射線取扱主任者免状を有する者を安全管理者として配置する。

2 安全管理者は、特定放射光施設における研究者等の安全の確保に関する利用者支援業務を行う。

(業務に関する情報の管理及び秘密の保持)

第10条 業務に従事する機関の役員及び職員（役員及び職員であった者を含む。）、選定委員会に属する委員（委員であった者を含む。）は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 機関は、利用促進業務によって取得した情報（施設利用研究の成果及び個人情報を含む。）に関し、別に定めるところにより、適正な管理を行うものとする。

(国立研究開発法人理化学研究所との連携)

第11条 機関は、業務の円滑な実施を図るため、国立研究開発法人理化学研究所と緊密な連携を図るものとする。

(その他利用促進業務の実施に関し必要な事項)

第12条 機関は、特定放射光施設をより有効に活用するため、適切な役割分担を考慮しつつ、他の量子ビーム施設等との有機的な連携を図るものとする。

- 2 その他、法第13条の規定に基づき作成する実施計画に従い、利用促進業務を実施するものとする。

附 則

この規程は、放射光利用研究促進機構の指定を受けた日（平成6年10月3日）から施行する。

附 則

この規程は、内閣総理大臣の認可があった日（平成12年3月31日）から施行する。

附 則

この規程は、文部科学大臣の認可があった日（平成17年10月1日）から施行する。

附 則

この規程は、文部科学大臣の認可があった日（平成18年7月1日）から施行する。

附 則

この規程は、文部科学大臣の認可があった日（平成23年3月30日）から施行する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。